

2026年度産別要求(固定資産・備品)

事 業 所	要 求 項 目・理 由	所 属 長 回 答 要 旨
経 営 企 画 課	環境への配慮から、局車に電気自動車を導入してはどうか。	公用車の要求については頂いた要望を公用車担当に伝え、検討してもらう。
経 営 企 画 課	局車にカーナビが欲しい。	
営 業 課	1階宿直室の畳の入れ替え、照明も明るくしてほしい。	1階宿直室については、営業課職員の休憩や水道管理事務所の宿直等に使用されており、庁舎管理とも相談して、交換等の検討をしたい。

2025年度産別要求(営繕・改良工事)

事業所	要求項目・理由	所長回答要旨
技術営企画課	空調保持のため、執務室外南側通路に透明の間仕切りの設置。	建築基準法の所管部局である建築住宅局建築安全課にも確認したが避難経路上に設置はできないとのことであった。現在空調機の下に扇風機を設置しており、できることを試していきたい。
技術営企画課	4Fのトイレのみ非常に暑いので改善をお願いしたい。	通路の空調保持と合わせてできることを試していきたい
技術営企画課	4階(もしくは5階の物置など)に休憩室を設置してほしい。	休憩室についてはスペースの都合から執務室のミーティングスペースや会議室を利用していただいているが、その他1階の宿直室についても利用していただきたいと考えている。4,5階の活用については建築基準法などの関係法規を確認しながら庁舎全体の活用として考えていきたい。
経営企画課	ゲートを電動化、軽量化できないか	まず費用などゲートについて調べてみる。なお、この要望は車いすの職員への配慮を求める趣旨でもあると聞いており、該当職員にも意見も聞きながら検討していくよう伝える。
技術企画課	計画ラインの南側の換気口、強風時には風が逆流し外部の音がかなり聞こえる。また、冬場も外気が入り込みかなり寒いので改善をお願いしたい。	庁舎担当に確認したが、当該換気口は排煙設備であり、4階執務室における建築基準法上の必要な排煙基準をクリアするため、構造の変更を行うことはできません。 暖房器具の設置等、職場内で実施可能な対応を検討してまいります。
給配水課	空調保持のため、執務室外南北側通路共に透明の間仕切りの設置。	現在、庁舎管理所管課(経営企画課)と協議しているところであるが、法令上(建築基準法、消防法等)間仕切りの設置は難しいので、まずは、現在常時開放している南側の扉を閉めて、階段からの暖気を遮断し、様子をみたい。
配水課	打ち合せスペースの増設。常に会議室、打ち合わせが埋まっている。 3階庁舎の改善 ・男子更衣室の拡大※ ・執務室の拡大※ ※レイアウト変更含む ・お手洗いの拡大、来庁者との分離	・「打ち合せスペースの増設」については、現在、庁舎管理所管課(経営企画課)と協議しているところである。 出来ることから対応していきたい(7年度中の対応)。 ※1階営業課内、3階エレベーターホール前 ・「レイアウト変更(男子更衣室の拡大、執務室の拡大)」については、執務室の狭隘など問題のあることは認識している。庁舎管理所管課(経営企画課)とも一緒に取りうる手段を考えていきたい。 ・「お手洗いの拡大、来庁者との分離」については、庁舎のスペース上、制約があり、(また多額の費用を要することから)実施困難である。一時的な混雑はあるかもしれないが、スペース的には余裕があり、特に不便はないと考えている。
給水課	リモート検査をするスペースの確保	リモート検査スペース確保については、必要性は認識しているものの、3階をはじめとする総合庁舎全体の問題であり、経営企画課と協議をしていく。
給水課	執務室の空調ムラ対策。	以前よりサーチューラーや扇風機を導入しているが、攪拌効果は限定的であり、残念ながら空調ムラを解消するに至っていない。 所属としても例年、営繕予算要求をおこなっているが、予算措置がなされない状況である。 引き続き経営企画課と協議をしていく。

2025年度産別要求(その他)

事業所	要求項目・理由	所長回答要旨
経営企画課	北側、西側の車の出入口に来庁者用駐車場ではない旨の標示(看板)を設置してほしい。	汚くなっている現在の標示は更新したい。材質なども含めて検討していく。
技術企画課	貸与された作業服を洗濯する設備を設けること。※現地調査時に泥・鏽などで作業服が相当汚れることが多く、自宅に持ち帰り洗濯することは困難である。	技術企画課の業務において、作業服がひどく汚れることは頻繁にないと思われるため、技術企画課として洗濯設備を設けることは難しいと考えています。昨年度において、例外的に、泥や鏽等の付着や汚れがひどい場合について、東部水道管理事務所より使用してよい旨の回答を得ており、技術企画課内への周知が不十分だったため、改めて周知いたします。
技術企画課	設計担当(土木技術職員)の増員(1名以上)	業務量につきましては、今年度は大規模な工事の発注が多く、多数の関係機関との調整が必要なため、難易度が高く時間を要する状態となっていることを理解しています。そのため、対策として、主担当と副担当の2名体制とし、負担が一人に偏らないよう工夫や、調査会社との調整等、手間のかかる特別調査については、設計ラインの窓口を一人の担当者とし、効率化を図っております。令和8年度に予定される事業につきましては、関係部署と調整のうえ、発注時期の平準化とともに、事業量の低減を図る見込みです。また、大規模な事業については、今年度同様、主・副の2名体制で対処する等、負担の軽減に努めたいと考えています。なお、職員定数およびその配置に関する事項については、管理運営事項そのものでないので、交渉できません。
配水課	IT知識を有する職員の増。(マッピングシステムの引き継ぎ。)	職場の労働環境については、特定の職員が過剰な負担とならないよう普段のコミュニケーションの中で十分に見聞きしながら、事務分担の変更等、職制として必要な措置を講じていきたい。 なお、職員定数およびその配置に関する事項については、管理運営事項そのものであるため交渉できない。
配水課	LTE接続端子の増大。(1人/1台or2人/1台)	配水課には4台配付されている。 過去(令和7年6月～7月)の利用実績を確認したが、4台全てが利用されている日はなかったので、増大は考えていない。 なお、課長優先利用分として、別途1台配付されているが、殆んど利用していないため、4台全てが利用されている場合は、当該1台が利用可能か事務ラインにご相談いただきたい。 また、在宅勤務の際は、テレワーク兵庫(兵庫県在宅支援システム)の利用も検討いただきたい。
給水課	洗濯機設置。	多量の発汗があった場合は着替える、貸与された作業服は持ち帰り洗濯するなど各自での対応が原則となるが、例外的に泥や鏽等の付着や汚れがひどい場合に、東部水道管理事務所の洗濯機を使用いただくことを予定しています。 使用に際しては、所属長に相談されたい。 技術企画課同様、課内周知は改めて行う
給水課	バイク通勤の駐輪場の利用を認めてもらいたい。	総合庁舎周辺の公共交通機関が充実していることから、通勤における職員の安全性・環境負荷低減の観点から公共交通機関での通勤が原則とされている。 なお、自家用車通勤が特に必要な職員に対しては駐車スペースの使用を許可しているほか、災害・事故時等の緊急的な出動の際は必要に応じて自家用車での通勤を可能としている。
営業課	業務委託もままならない状況と営業課のここ数年の人員減により職務に支障が出て、職員も疲弊しており、職員数の配慮、増員をしてほしい。	職場の労働環境については、特定の職員が過剰な負担とならないよう、担当課長とより、密な連携、意見交換等図っていくようにしたい。 なお、職員定数およびその配置に関する事項については、管理運営事項そのものであるため交渉できない。